

つくばみらい市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例（案）の概要

1 条例制定の背景

案内標識及び警戒標識等の寸法の基準については、これまで国が定めた基準を自治体に義務付けてきたところですが、地方自治体の自主性を強化し自由度の拡大を図るために制定された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）の一部が改正され、地域の実情に応じて、案内標識及び警戒標識等の寸法の基準を条例で制定することとされたことから、その基準を定めるため条例を整備するものです。

2 条例制定の目的

法第45条第3項の規定により、本市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識等の新設又は改築を行う際の道路標識の寸法を定めることを目的とするものです。

なお、条例の制定にあたっては、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「命令」という。）で定める基準を参酌して定めるものです。

3 施行期日 平成25年4月1日施行予定

4 条例における基本的事項

第1条（趣旨）

つくばみらい市市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法に関する基準について、必要な事項を定めることを趣旨としている。

第2条（定義等）

この条例における用語の定義等を規定する。

第3条（案内標識及び警戒標識の寸法の原則）

案内標識及び警戒標識で、命令別表第2に寸法が図示されているものについては、その寸法を基準とすることを規定しています。

第4条（市道に設置する案内標識及び警戒標識の寸法の特例）

一部の案内標識及び警戒標識の寸法について、第3条の原則の例外を認める規定です。

第5条（案内標識及び警戒標識の文字等の大きさの原則）

案内標識及び警戒標識の文字及び記号の大きさの原則を定める規定です。

第6条（特定の案内標識の文字等の大きさ）

案内標識のうち特定のものに用いる文字及び記号の大きさについて定める規定です。

第7条（案内標識及び警戒標識の縁等の太さ）

縁、縁線及び区分線の大きさの寸法について定める規定する。

第8条（補助標識の寸法）

補助標識の寸法について定める規定です。

附 則

この条例の施行期日を規定する。